

# 福岡県立武蔵台高等学校生徒心得（令和5年4月1日改訂）

きみたちは、福岡県立武蔵台高等学校の生徒である。高校生活を通して学問を愛し、規律ある生活習慣を確立することによって、創造的、自主的な人間として、自己を実現するとともに、国家・社会の一員としての資質を高める使命を有している。ここに生徒心得を示し、きみたちが誇り高く学校生活を送るための指針とする。

## 『明るく、楽しく、いきいきと』（本校スローガン）

### 1 生活についての心得

#### （1）校内生活 ～明るい校風を樹立しよう～

学校は集団の中での自己のあり方を学ぶ場である。決して自己本位の行動があってはならない。相手を敬愛し、言葉遣いや挨拶等の礼儀を重んじ、品位ある言動を心がけることで円滑な人間関係を結び、お互いに協力して明るい校風を創ろう。

#### （2）校外生活 ～正義に基づいて行動しよう～

社会のルールを遵守し、高校生としての自覚と誇りを持って、正義に基づき責任ある態度で行動しよう。特に登下校時は交通ルールを遵守し、生命の安全確保を第一に心がけること。また、公共交通機関を利用する場合は、公衆道徳を遵守する。なお、バイク・車・キックスケーターによる通学は禁止とする。

### 2 服装・頭髪等についての心得 ～端正な身なりを心がけよう～

服装・頭髪はその人柄とともに、学校の品位をも示す。質素、清潔、端正を旨とすること。

- （1）登下校の際は指定の制服を着用する。なお、休日等の部活動は制服、もしくは部活動で許可された服装も可とする。
- （2）制服の下には指定のニットシャツ・ブラウスを着用する。ベスト・セーター・ポロシャツを着用する際は指定のものを上着から出ないように着用する。ズボン（スラックス）を着用するときはベルトを着用する。
- （3）儀式の時は季節に応じた制服を別途指示する。儀式とは、入学式・卒業式・終業式・始業式・創立記念式典等をいう。
- （4）靴下は白・黒・紺色の無地もしくはワンポイント柄とする。長さは、怪我防止の観点からアキレス腱が隠れること。また、女子のタイツは黒、ストッキングはベージュとする。
- （5）通学靴は、白・黒・紺を基調とした運動靴、もしくは黒のローファーとする。上靴・体育館シューズ・グラウンドシューズは指定の靴とする。
- （6）カバン類は推奨品、もしくはそれに準じた物を使用する。
- （7）やむを得ず異装をしなければならない時は、組担任を通して生徒部に願い出る。
- （8）頭髪は端正で清潔な髪型を旨とする。なお、パーマ・カール、脱色・染色、指定されたピン類以外の髪止めは禁止する。

#### 【男子】

- ① 前髪は自然な状態でおろして目にかからない。
- ② 横の髪はおろして耳にかからない。
- ③ 後髪は襟に係らない後の襟にかからない。

## 【女子】

- ① 前髪は自然な状態でおろして目にかからない。
  - ② 使用するピン・ゴムひもの色は黒・紺・茶とする。
  - ③ 横や後ろの髪の毛の長さはおろした状態で両肩を結んだ線までとする。それより長い場合はゴムひもで結ぶ。
- (9) 化粧、その他の不自然な容姿やピアス、指輪等の装飾品の着用は禁止する。

### 3. その他の禁止事項

- (1) 学習に関係ないものの校内への持ち込みを禁止する。
- (2) 旅行・登山・キャンプ等は保護者の承認を必要とする。保護者もしくは保護者が承認した引率責任者がいない場合は許可しない。なお、受験はこの限りではない。
- (3) 保護者の承諾がない無断外泊は許可しない。
- (4) 運転免許の取得は原則として禁止する。ただし、就職先からの依頼等により取得を希望する際には、学校長の承諾を得てこれを認める。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情等によりやむを得ずアルバイトを希望する場合は、学校長の許可を必要とする。
  - ・期間 休業日を原則とし、休業日以外は授業および行事に支障のない時間に限る。
  - ・時間 休業日は9:00～18:00まで、休業日以外は21:00までとする。
  - ・職業 不健全なサービス業や身体的に危険度の高い作業等は認めない。
- (6) 法規違反はもとより、下記の行為は固く禁ずる。
  - ① SNS上の不適切な書き込み、投稿、画像および動画配信
  - ② 喫煙、飲酒
  - ③ 凶器（ナイフ・カッター等）の所持
  - ④ 暴行、脅迫行為
  - ⑤ 法律上禁止されている薬物（大麻・覚せい剤等）の使用
  - ⑥ 不健全娯楽場への出入り
  - ⑦ 道路交通法違反
  - ⑧ その他高校生としてふさわしくない行為

## 校内における私物情報機器端末活用（BYOD）に当たっての使用規定

スマートフォン等の私物情報機器端末（以下、端末と称する）を使用するにあたり、下記のとおり  
の使用規定を定めます。これは、誤った使用により、学校や他者の名誉・尊厳を大いに傷つける可能性  
があるからです。

つきましては、定められたルール の範囲内で、学習活動や進路実現に向けて端末を有効に活用してく  
ださい。

### （1） 目的

教員による授業時以外の多様な学習指導の進展を確保するとともに、生徒の主体的な学びの一助  
とするため。このため、学習に無関係なサイトや動画の閲覧あるいは学習に無関係なスマートフォ  
ン等に付属するアプリケーションの使用は、本規定が定める目的には含まれない。併せて、SNS の  
使用も目的には含まれない。

### （2） 基本方針

原則として、学習目的に限り、校内でのスマートフォン等の利用を時間と場所を限定して認める。  
ただし、緊急時については、この限りではない。

### （3） 使用可能な時間帯

○授業時及び授業に類する教育活動場面      ○昼休み      ○放課後

### （4） 使用可能な場所

○クラスルーム及び自習室、学習スペース、図書室      ○進路室      ○部活動の活動場所

### （5） 禁止事項（教員による許可がある場合は、この限りではない）

- 目に見える形での持ち歩き（使用時以外は、鞆にしまうこと）
- 学習に無関係なサイト及び動画の閲覧、アプリケーションの使用
- 電話及び SNS の使用（除く 保護者への緊急連絡《放課後のみ》）
- 使用可能な時間帯外での「バイブなしマナーモード」や「電源 Off」以外の状態
- 校内設備からの充電

以上の禁止事項に違反した場合は、担任が内容確認後、保護者等に連絡します。当該生徒は反省文  
を作成し、状況に応じて保護者等同伴の上、担任から注意を行います。反省・改善が見られないなど  
悪質な場合は、厳しい措置を講ずることもあります。なお、**審査時間中については、身体に保持して**  
**いる時点で不正行為と見なし、校長による懲戒措置の対象となります**ので特にご注意ください。

#### ○写真・動画の撮影

担任及び当該学年生徒指導課職員が内容確認後、生徒指導課会議等で諮った上で、学校としての対  
応を決定します。写真・動画の撮影や SNS への投稿は、状況によっては肖像権の侵害や名誉毀損等、  
法に抵触する重大な犯罪行為となる恐れがあります。現に、訴訟にまで発展した事例も全国的に散見  
されています。つきましては、安全・安心な学校生活を保証するためにも、違反した生徒に対しては、  
校長による懲戒も含めた、よりいっそう厳しい措置を講じます。このような行為は絶対に行わないよ  
うにしてください。

### （6） 留意事項

- 授業時及び授業に類する教育活動場面（含む 部活動）では、教員の許可なく使用することはで  
きない。使用可能なその他の時間帯については、学習目的に使用する場合のみ包括的に許可する  
ものとする。
- 放課後については、SNS による保護者への緊急連絡は認めるものとする。
- 動画を閲覧する場合は、周囲に音が漏れないようイヤホン等を使用すること。
- 本規定に反してスマートフォン等を利用した生徒には、生徒部案件として対応する。
- スマートフォン等の紛失及び故障、破損に関して、本校が責任を負うことはない。

## 自転車通学許可について

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、道路交通法では軽車両と規定されています。同法を無視した運転をした場合は違反となり、罰金や罰則も定められています。以下に主な違反と罰則を示します。「並進」など普段ついやってしまいそうな行為も含まれますので注意をお願いします。学校としましても違反が度重なるようでしたら、自転車通学許可を取り消す場合もありますので、御家庭でも交通マナー遵守を話題にされ御指導をお願いいたします。

昨今、自転車通学生による交通事故が多発しています。自らの過失により他人にケガを負わせた場合は、被害者に対する賠償義務が発生します。福岡県でも「自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例」が施行され、自転車を利用する人は「自転車賠償保険」へ加入する事が義務化されています。本校ではPTA賠償責任保険に全員加入していただきますので、その保険で対人・対物賠償はカバーされます。 また、令和5年4月より、全ての世代に対して自転車運転時のヘルメット着用努力義務が課せられる旨申し添えます。

なお、自転車の盗難が多く、警察より防犯登録と2重ロックを施すように指導を受けています。防犯登録をお願いすると共に、2重ロック実施のためU字ロックやチェーンロック等の購入をお願い致します。

### 自転車の主な交通ルール違反の罰則一覧

違反名	罰則等	適用法条と条文要旨
信号無視	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	信号機の表示する信号または警察官等の手信号等に従わなければならない。(第7条)
一時不停止	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前で一時停止しなければならない。(第43条)
無灯火	5万円以下の罰金	夜間、道路を通行するときは、灯火(ライト)をつけなければならない。(第52条)
二人乗り等の禁止	2万円以下の罰金又は科料	都道府県公安委員会が定める乗車制限に反して乗車させ、運転してはならない。(第57条第2項)
車道通行	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。(第17条第1項)
左側通行等	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路の中央から左の部分を通行しなければならない。(第17条第4項)
軽車両の並進の禁止	2万円以下の罰金又は科料	自転車などの軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。(第19条)
普通自転車の歩道通行	2万円以下の罰金又は科料	道路標識等により通行することができる歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければならない。(第63条の7第1項)
安全運転義務違反	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。(第70条)